

2024年度 決算公告

2024年度（2025年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金	243,072	保 険 契 約 準 備 金	28,891,029
現 金	0	支 払 備 金	181,307
預 貯 金	243,072	責 任 準 備 金	28,277,671
コ ー ル 口 一 ン	530,300	契 約 者 配 当 準 備 金	432,050
買 入 金 銭 債 権	191,855	再 保 險 借 債	478
金 銭 の 信 託	8,530	社 其 他 負 債	576,780
有 価 証 券	28,729,468	そ の 他 負 債	2,568,012
国 債	16,526,517	売 現 先 勘 定	1,618,921
地 方 債	121,949	借 入 金	390,600
社 債	1,851,961	未 払 法 人 税 等	23,963
株 式	3,497,888	未 払 金	83,965
外 国 証 券	5,288,264	未 払 費 用	91,778
そ の 他 の 証 券	1,442,887	前 受 収 益	1,008
貸 付 金	3,423,016	預 り 金	61,348
保 険 約 款 貸 付	218,084	預 り 保 証 金	48,360
一 般 貸 付	3,204,932	金 融 派 生 商 品	182,632
有 形 固 定 資 産	1,219,553	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	46,892
土 地	876,430	リ ー ス 債 務	763
建 物	320,937	資 産 除 去 債 務	1,982
リ ー ス 資 産	8,105	仮 受 金	1,794
建 設 仮 勘 定	8,482	そ の 他 の 負 債	14,003
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	5,597	退 職 給 付 引 当 金	325,173
無 形 固 定 資 産	119,718	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	601
ソ フ ト ウ ェ ア	94,574	時 効 保 険 金 等 払 戻 引 当 金	1,300
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	25,144	価 格 変 動 準 備 金	288,453
再 保 險 貸 債	47,288	繰 延 税 金 負 債	57,112
そ の 他 資 産	616,055	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	69,806
未 収 金	58,744	支 払 承 諾	11,192
前 払 費 用	19,650	負 債 の 部 合 計	32,789,940
未 収 収 益	122,411	(純 資 産 の 部)	
預 託 金	28,036	資 本 金	60,000
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	171,483	資 本 剰 余 金	198,560
金 融 派 生 商 品	52,610	資 本 準 備 金	60,000
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	8,475	そ の 他 資 本 剰 余 金	138,560
仮 払 金	3,274	利 益 剰 余 金	322,655
そ の 他 の 資 産	151,368	そ の 他 利 益 剰 余 金	322,655
支 払 承 諾 見 返	11,192	不 動 産 圧 縮 積 立 金	12,153
貸 倒 引 当 金	△ 2,844	特 定 事 業 出 資 積 立 金	174
投 資 損 失 引 当 金	△ 427	繰 越 利 益 剰 余 金	310,327
		株 主 資 本 合 計	581,215
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,842,611
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 125,972
		土 地 再 評 価 差 額 金	48,984
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,765,623
		純 資 産 の 部 合 計	2,346,839
資 産 の 部 合 計	35,136,780	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	35,136,780

(貸借対照表の注記)

1 有価証券(現金及び預貯金、買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む。)は、次のとおり評価しております。

(1) 売買目的有価証券

時価法(売却原価の算定は移動平均法)

(2) 満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価法(定額法)

(3) 責任準備金対応債券(「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券をいう。)

移動平均法による償却原価法(定額法)

(4) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(5) その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2 責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

保険商品の特性に応じて小区分を設定し、リスク管理を適切に行うために、各小区分を踏まえた全体的な資産運用方針と資金配分計画を策定しております。また、責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションが一定幅の中で一致していることを、定期的に検証しております。なお、小区分は次のとおり設定しております。

① 個人保険・個人年金保険(一部保険種類を除く。)

② 無配当一時払終身保険(告知不要型)

③ 財形保険・財形年金保険

④ 団体年金保険(拠出型企業年金保険(拠出型企業年金保険(Ⅱ)及び企業年金保険のうち拠出型企業年金保険(Ⅱ)へ種類変更可能な契約))

⑤ 団体年金保険(2)(確定給付企業年金保険、厚生年金基金保険(Ⅱ)、新企業年金保険(Ⅱ))

3 デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

4 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価を行った年月日 2001年3月31日

・同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める公示価格及び第2条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出

5 固定資産の減価償却の方法は、次のとおりであります。

(1) 有形固定資産(リース資産を除く。)

有形固定資産の減価償却の方法は、定率法(ただし、建物(2016年3月31日以前に取得した建物付属設備及び構築物を除く。))については定額法)によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年～60年

その他の有形固定資産 2年～20年

なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で

均等償却しております。

また、2007年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち、従来の償却可能限度額まで償却が到達している有形固定資産については、償却到達年度の翌事業年度より残存簿価を5年間で均等償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとした定額法によっております。

(4) 有形固定資産の減価償却累計額 578,556百万円

6 外貨建資産及び負債（子会社株式及び関連会社株式は除く。）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下、「実質破綻先」という。）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額等に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1百万円であります。

8 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務及び退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次から費用処理することとしております。

9 投資損失引当金は、投資による損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、市場価格のない株式等及び組合出資金等について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

10 役員退職慰労引当金は、役員退任慰労金の支給に備えるため、社内規程に基づく支給見込額を計上し

ております。

11 時効保険金等払戻引当金は、時効処理を行った保険金等について契約者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

12 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

13 ヘッジ会計の方法は、次のとおりであります。

(1) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、貸付金の一部、公社債の一部及び借入金・社債の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部、外貨建借入金・外貨建社債、外貨建予定取引の一部及び外貨建定期預金に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップ、為替予約による振当処理及び繰延ヘッジ、外貨建債券の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして通貨オプション、為替予約による時価ヘッジ、外貨建債券の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして債券店頭オプションによる繰延ヘッジ、国内株式の一部及び外貨建予定取引の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式オプション、株式先渡による繰延ヘッジ及び時価ヘッジ、また、保険負債の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

(ヘッジ対象)

金利スワップ

貸付金、公社債、借入金・社債、保険負債

通貨スワップ

外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建借入金・外貨建社債、外貨建予定取引

為替予約

外貨建債券、外貨建定期預金、外貨建予定取引

通貨オプション

外貨建債券

債券店頭オプション

外貨建債券

株式オプション

国内株式、外貨建予定取引

株式先渡

国内株式

(3) ヘッジ方針

資産運用に関する社内規程等に基づき、ヘッジ対象に係る価格変動リスク、為替変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジの有効性の判定は、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動又は時価変動を比較する比率分析によっております。

14 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税のうち、法人税法施行令に定める繰延消費税については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。

15 責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。

(1) 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については平準純保険料式

なお、直近の実績に基づき将来の収支を予測すること等により、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加して責任準備金を積み立てる必要があります。期末時点における責任準備金には、同項に従い、一部の終身保険契約を対象に追加して積み立てた責任準備金が含まれております。

また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

- 16 個人保険の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設又は自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。

（計算方法の概要）

IBNR告示第1条第1項本則に掲げるすべての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。

- 17 未適用の会計基準等に関する事項は、次のとおりであります。

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

（1）概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

（2）適用予定日

2027年4月1日より開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

- 18 金融商品等に関する事項は、次のとおりであります。

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、生命保険契約の持つ負債特性を考慮し、年金や保険金等を長期にわたって安定的に支払うことを目的に、ALM（Asset Liability Management：資産・負債総合管理）の考えに基づき確定利付資産（公社債、貸付等）を中心とした運用を行っております。また、経営の健全性を十分に確保した上で、許容できるリスクの範囲で株式や外国証券を保有することで、収益力の向上及びリスクの分散を図っております。

デリバティブ取引については、保有資産の残高を踏まえ、必要な範囲内で用いることとし、主に保有している現物資産に係る市場リスクのヘッジを目的とした取引を行っております。

資金調達については、主として、自己資本充実の一環として、銀行借入による間接金融の他、劣後債の発行といった資本市場からの資金の調達を行っております。調達したこれらの金融負債が、金利変動等による影響を受けないように、デリバティブ取引をヘッジ手段として一部の金融負債に対するヘッジ会計を適用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産のうち、有価証券は、主に株式、債券であり、主として、満期保有目的、責任準備金対応目的、その他の目的で保有しております。これらは、それぞれ市場価格の変動リスク、発行体の信用リスク及び金利の変動リスクに晒されている他、外貨建のものは為替の変動リスクに晒されております。また、貸付金は、取引先の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

資金調達における借入金・社債は、予期せぬ資金の流出等により支払期日にその支払を実行できなくなることや、通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることといった流動性リスク

に晒されております。また、借入金・社債のうち変動金利や外貨建のものは、金利の変動リスクや為替の変動リスクに晒されております。

貸付金や借入金等の一部に関する金利の変動リスクのヘッジ手段として金利スワップ取引、国内株式の一部に関する価格変動リスクのヘッジ手段として株式先渡取引、外貨建債券や短期外貨預金等の一部、外貨建借入金等の一部に関する為替変動リスクのヘッジ手段として為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。

この他、保険負債の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。

ヘッジ会計の適用にあたっては、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）等における適用要件を満たすため、方針文書・規程等を整備した上で、ヘッジ対象とリスクの種類及び選択するヘッジ手段を明確にし、事前並びに事後の有効性の検証を実施しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社のリスク管理体制は次のとおりであります。

a 市場リスクの管理

資産運用に関する方針及び市場リスク管理に関する諸規定に従い、負債の特性を勘案した中長期的なアセットアロケーションによりリスク管理を行うことを基本とし、ポートフォリオを運用目的別に区分し、それぞれのリスク特性に応じた管理を行っております。

(a) 金利リスクの管理

金利の変動リスクに関して、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握するとともに資産と負債のギャップ分析や金利感応度分析等のモニタリングを行い、定期的に取り締役会等に報告しております。

(b) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関して、金融資産及び負債の通貨別の構成比等を把握するとともに感応度分析等のモニタリングを行い、定期的に取り締役会等に報告しております。

(c) 価格変動リスクの管理

価格変動リスクに関して、有価証券を含めた運用資産ポートフォリオ全体を対象として、資産別のリスク特性に応じてリスク管理のスタンス、具体的管理方法を定め、保有残高や資産配分のリミットを設定する等の管理を行っております。

これらの情報はリスク管理所管を通じ、定期的に取り締役会等に報告しております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の検証、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、投機的な利用を制限するため、資産区分別にヘッジ等利用目的による制限やポジション上限額等を設定しております。

b 信用リスクの管理

資産運用に関する方針及び信用リスク管理に関する諸規定に従い、貸付金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応等与信管理に関する体制を整備し、運営しております。社債投資においては、審査所管が個別に内部格付等に基づいて投資上限枠を設定し、運用執行所管は上限枠の範囲内で投資を行うことで過度なリスクテイクを抑制しております。また、大口与信先に対しては取組方針を策定し、遵守状況を確認する等、与信集中を回避するための枠組みを整備しております。これらの与信管理は、審査所管の他、リスク管理所管が行い、定期的に取り締役会等に報告しております。更に、与信管理の状況については、内部監査部門がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、審査所管において、カウンターパーティー別・取引商品別に上限額を設定するとともに信

用情報の把握を定期的に行い、リスク管理所管において、カレントエクスポージャー等の把握を定期的に行うことで管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① コールローン	530,300	530,345	45
② 買入金銭債権	191,855	191,855	—
③ 金銭の信託	8,530	8,530	—
④ 有価証券(※2)(※3)			
a 売買目的有価証券	1,094,430	1,094,430	—
b 責任準備金対応債券	16,145,478	14,104,424	△2,041,053
c その他有価証券	10,252,022	10,252,022	—
⑤ 貸付金	3,423,016		
貸倒引当金(※4)	△2,165		
	3,420,851	3,266,958	△153,893
資産計	31,643,468	29,448,567	△2,194,901
① 社債	576,780	574,309	△2,470
② 売現先勘定	1,618,921	1,619,072	150
③ 借入金	390,600	384,161	△6,438
負債計	2,586,301	2,577,542	△8,758
デリバティブ取引(※5)			
a ヘッジ会計が適用されていないもの	32,577	32,577	—
b ヘッジ会計が適用されているもの	(162,598)	(160,493)	2,105
デリバティブ取引計	(130,021)	(127,916)	2,105

(※1) 現金及び預貯金は、主に満期までの期間が短いもの又は満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

(※2) 一部の投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。

(※3) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表価額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 ④有価証券」には含まれておりません。

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
① 市場価格のない株式等(*1)(*3)	71,005
② 組合等出資金(*2)(*3)	1,166,530
合計	1,237,536

(*1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2024年9月13日)第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金等は主に匿名組合、投資事業組合等であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(※3) 当事業年度において、1,736百万円減損処理を行っております。

(※4) 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	191,855	191,855
金銭の信託	5,723	2,806	—	8,530
有価証券(※)				
売買目的有価証券	636,047	422,105	36,278	1,094,430
その他有価証券				
国債	907,729	—	—	907,729
地方債	—	19,947	—	19,947
社債	—	1,313,597	5,241	1,318,838
株式	3,276,226	23	—	3,276,249
外国公社債	217,393	2,737,746	123,924	3,079,064
外国其他証券	314,558	389,370	48,329	752,258
その他の証券	5,266	754,488	40,470	800,225
デリバティブ取引				
通貨関連	—	19,130	—	19,130
金利関連	—	13,020	—	13,020
株式関連	17,870	352	—	18,223
債券関連	1,433	146	—	1,579
その他	—	656	—	656
資産計	5,382,248	5,673,392	446,099	11,501,740
デリバティブ取引				
通貨関連	—	110,092	—	110,092
金利関連	—	69,207	—	69,207

株式関連	252	1,295	—	1,547
債券関連	1,640	143	—	1,783
負債計	1,892	180,739	—	182,632

(※)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)

第24-3項の基準価額を時価とみなす投資信託については、上記表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は有価証券97,708百万円であります。なお、期首残高から期末残高への調整表及び、算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、基準価額を時価とみなす投資信託の合計額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
コールローン		530,345		530,345
有価証券				
責任準備金対応債券				
国債	13,580,047	—	—	13,580,047
地方債	—	86,963	—	86,963
社債	—	394,422	—	394,422
外国公社債	—	42,990	—	42,990
貸付金	—	—	3,266,958	3,266,958
資産計	13,580,047	1,054,722	3,266,958	17,901,728
社債	—	574,309	—	574,309
売現先勘定	—	1,619,072	—	1,619,072
借入金	—	—	384,161	384,161
負債計	—	2,193,381	384,161	2,577,542

(注) 1 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

コールローン

コールローンは、残存期間に応じた利率で、将来キャッシュ・フローを割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、コールローンのうち、返済見込期間が短期間であるものは、時価が帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

買入金銭債権

買入金銭債権は、主に外部業者、取引金融機関から入手した価格を用いて評価しております。入手した価格に使用されたインプットには、重要な観察できないインプットを用いているためレベル3の時価に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託は、取引金融機関から入手した価格を用いて評価しており、主に信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル1の時価又はレベル2の時価に分類しております。

有価証券

有価証券は、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分

類しており、主に株式や国債がこれに含まれております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。

相場価格をもって時価としている債券以外の債券は、主に外部業者、取引金融機関から入手した価格を用いて評価しております。これらの価格は将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートにクレジットスプレッドを加味した割引率で割り引くことで現在価値を算定しており、算定にあたって観察可能なインプットを用いている場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託は、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、主な信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類しております。

貸付金

貸付金は、対象先に新規貸付を行った場合に想定される内部格付・残存期間に応じた利率で、将来キャッシュ・フローを割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

また、リスク管理債権は、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保・保証による回収見込額等に基づいて貸倒引当金を算定しており、時価は決算日における貸借対照表の債権等計上額から貸倒引当金を控除した金額に近似しているため、当該金額をもって時価としておりレベル3の時価に分類しております。なお、貸付金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限る等の特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

負債

社債

社債は、相場価格を利用できる社債については相場価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

売現先勘定

売現先勘定は、残存期間に応じた利率で、将来キャッシュ・フローを割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、売現先勘定のうち、返済見込期間が短期間であるものは、時価が帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金は、新規借入を行った場合に想定される内部格付・残存期間に応じた利率を用いて、元利金の合計額を割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、取引所取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式関連取引、債券関連取引等がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。

店頭取引については主に外部業者、取引金融機関から入手した割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価格を用いております。店頭取引の価格を算定する評価技法に

使用されるインプットは主に金利や為替レート、ボラティリティ等であり、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でないため、レベル2の時価に分類しております。

(注) 2 時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

① 期首残高から期末残高への調整表、当事業年度の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	期首残高	当事業年度の損益又はその他の有価証券評価差額金		購入、売却、発行及び決済による変動額(純額)	期末残高	当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(※1)
		損益に計上(※1)	その他有価証券評価差額金に計上			
買入金銭債権	206,210	△1,688	△4,305	△8,360	191,855	△1,661
有価証券						
売買目的有価証券	37,042	788	—	△1,552	36,278	885
その他有価証券						
社債	8,909	△902	△526	△2,238	5,241	937
外国公社債	144,512	△4,324	136	△16,399	123,924	11,965
外国その他証券	39,702	—	△3,367	11,993	48,329	—
その他の証券	34,892	—	578	4,999	40,470	—

(※1) 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

② 時価評価のプロセスの説明

当社は、財務諸表作成部門にて時価の算定及び時価のレベルの分類に関する方針及び手続を定め、当該方針及び手続に沿って運用事務部門にて時価評価モデルを選定したうえで時価を算定し、時価をレベル別に分類しております。当該時価については、算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。また、第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合においては、使用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により、妥当性を検証しております。

- 19 当社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を有しております。2025年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は25,881百万円（賃貸収益は資産運用収益に、主な賃貸費用は資産運用費用に計上。）、売却損益は8,819百万円（特別損益に計上。）、減損損失は2,243百万円（特別損失に計上。）であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額			期末時価 (百万円)
期首残高 (百万円)	期中増減額 (百万円)	期末残高 (百万円)	
924,722	29,738	954,461	1,365,464

(注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

- 2 期中増減額のうち、主な増加額は不動産取得（92,348百万円）であり、主な減少額は不動産売却（45,940百万円）、減価償却費（14,183百万円）及び減損損失（2,243百万円）であります。

- 3 期末時価は、主要な物件については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額、その他の物件については自社において合理的に見積った評価額等を使用しております。

20 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、2,478,838百万円であります。

21 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、次のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	86百万円
危険債権	2,611 "
三月以上延滞債権	—
貸付条件緩和債権	—
合計	2,697 "

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。

7にあげた取立不能見込額の直接減額による破産更生債権及びこれらに準ずる債権の減少額は1百万円であります。

22 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定の資産の額は、1,643,638百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

23 関係会社に対する金銭債権の総額は542,307百万円、金銭債務の総額は147,899百万円であります。

24 税効果会計に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

保険契約準備金	437,542百万円
退職給付引当金	118,300 "
価格変動準備金	83,142 "
繰延ヘッジ損失	50,885 "
退職給付信託	13,870 "
その他	28,140 "
繰延税金資産小計	731,881 "
評価性引当額	△25,433 "
繰延税金資産合計	706,448 "

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△735,170百万円
不動産圧縮積立金	△11,822 "
未収株式配当金	△9,895 "
その他	△6,672 "
繰延税金負債合計	△763,560 "
繰延税金負債の純額	△57,112 "

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	27.93%
(調整)	

法人税率変更による影響	△4.74 "
土地再評価差額金の取崩し	△1.91 "
その他	0.05 "

税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.33 "
-------------------	---------

(3) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、第一生命ホールディングス株式会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(4) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（2025年法律第13号）の成立に伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に適用される法定実効税率27.93%は、回収又は支払が見込まれる期間が2026年4月1日以降のものについては28.86%に変更されております。

この変更により、当事業年度末における繰延税金負債は4,153百万円、再評価に係る繰延税金負債は2,249百万円それぞれ増加しております。また、法人税等調整額は18,409百万円減少しております。

25 他の会社の金融機関からの借入債務に対する保証予約は次のとおりであります。

第一生命ホールディングス株式会社	250,002百万円
------------------	------------

26 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当事業年度期首残高	422,642百万円
当事業年度契約者配当金支払額	99,028 "
利息による増加等	8,437 "
契約者配当準備金繰入額	100,000 "
当事業年度末残高	432,050 "

27 関係会社の株式等は、333,279百万円であります。

28 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額は、117,776百万円であります。

29 担保に供している資産は次のとおりであります。

有価証券	2,094,782百万円
預貯金	86 "
合計	2,094,869 "

担保付き債務の額は次のとおりであります。

売現先勘定	1,618,921百万円
-------	--------------

なお、上記有価証券には、売現先取引による買戻し条件付の売却を行った有価証券1,785,558百万円が含まれております。

30 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険に付した部分に相当する支払備金（以下、「出再支払備金」という。）の金額は1百万円であります。また、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下、「出再責任準備金」という。）の金額は1,203,844百万円であります。

31 1株当たり純資産額は391,139,932円60銭であります。

32 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当事業年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は59,200百万円であり、担保に差し入れているものはありません。

33 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、営業職等については、確定給付型の制度として退職一時金制度及び自社年金制度を設けて

おります。

内勤職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	575,733	百万円
勤務費用	18,626	〃
利息費用	8,163	〃
数理計算上の差異の当期発生額	△21,581	〃
退職給付の支払額	△44,790	〃
その他	△897	〃
期末における退職給付債務	535,253	〃

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	370,583	百万円
期待運用収益	1,876	〃
数理計算上の差異の当期発生額	14,523	〃
事業主からの拠出額	5,017	〃
退職給付の支払額	△6,881	〃
期末における年金資産	385,120	〃

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	281,076	百万円
年金資産	△385,120	〃
	△104,043	〃
非積立型制度の退職給付債務	254,176	〃
未認識数理計算上の差異	175,708	〃
未認識過去勤務費用	△667	〃
退職給付引当金	325,173	〃

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	18,626	百万円
利息費用	8,163	〃
期待運用収益	△1,876	〃
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△25,960	〃
過去勤務費用の当期の費用処理額	177	〃
その他	54	〃
確定給付制度に係る退職給付費用	△815	〃

⑤ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	57 %
債券	24 〃
共同運用資産	13 〃
生命保険一般勘定	5 〃
その他	1 〃
合計	100 〃

なお、年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が66%含まれております。

⑥ 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦ 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	1.42%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	1.40%
退職給付信託	0.00%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、1,740百万円であります。

34 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、31,543百万円であります。

35 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金390,600百万円が含まれております。

36 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された外貨建劣後特約付社債576,780百万円が含まれております。

2024年度

〔 2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで 〕

損益計算書

(単位：百万円)

科 目										金 額	
経常 保 資 所	常	収	益							4,414,950	
	保	險	料	等	収	入				2,138,358	
	保	再		險	収	入				2,092,881	
	資	利	産	運	配	当	金	等	収	45,477	
		息	及	び	貯	金	利	息	・	1,351,945	
		預	有	価	証	付	金	利	配	770,273	
		貸	不	動	産	利	金	貸	配	679	
		そ	の	他	利	金	債	配	当	619,641	
		有	価	証	引	当	金	還	入	68,072	
		有	倒	の	他	運	資	産	運	68,214	
		貸	そ	の	勘	定	経	常	収	13,666	
		支	年	保	金	特	約	取	受	551,883	
		責	保	險	払	金	備	据	置	23,216	
		退	支	任	準	備	金	金	戻	1,075	
		そ	責	職	給	付	引	金	戻	1,842	
			の	他	の	の	経	常	収	3,653	
										924,646	
										356	
										135,596	
										10,170	
										697,203	
										44,802	
										36,517	
経常 保 責 資 事	常	費	用							3,876,325	
	保	險	金	等	支	払	金			2,663,072	
	保			險			金			653,289	
	年						金			642,819	
	給						金			493,058	
	解						金			655,978	
	そ						金			90,869	
	再						料			127,056	
	任						額			8,437	
	契						入			8,437	
	約						額			551,958	
	資						用			13,332	
	支						息			325	
	金						損			375,278	
	有						損			4,770	
	有						損			10,458	
	金						用			14,687	
	為						損			54,183	
	投						額			292	
	貸						却			38	
	貸						費			14,247	
	所						用			64,342	
							費			409,421	
							用			243,436	
							金			153,183	
							金			31,476	
							費			42,250	
							用			16,525	
経常	利	益								538,624	
特	利	益								18,580	
固	定	資	産	等	処	分	益			18,580	
特	定	資	産	等	処	分	損			68,932	
固	定	資	産	等	損	分	失			25,751	
減	価	格	変	動	準	備	金	繰	入	2,243	
セ	カ	ン	ド	キ	ャ	リ	ア	特	別	12,000	
そ	の	他	特	別	支	援	費			28,883	
										54	
契	約	者	配	当	準	備	金	繰	入	100,000	
税	引	前	当	期	純	住	民			388,272	
法	人	税	及	等	調	整				72,433	
法	人	税								10,376	
法	人	税								82,810	
当	期	純	利							305,462	

(損益計算書の注記)

1 保険料等収入及び保険金等支払金の計上基準は、次のとおりであります。

(1) 保険料等収入（再保険収入を除く）

保険料等収入（再保険収入を除く）は、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料等収入（再保険収入を除く）のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 2 号に基づき、責任準備金に繰り入れております。

(2) 再保険収入

再保険収入は、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る保険金等として支払った金額のうち再保険に付した額を、当該保険金等の支払時に計上しております。

(3) 保険金等支払金（再保険料を除く）

保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第 117 条に基づき、期末時点において支払義務が発生しているが支払いが行われていない、又は支払事由の報告を受けていないが支払事由が既に発生したと認められる保険金等について、支払備金に繰り入れております。

(4) 再保険料

再保険料は、再保険協約書に基づき合意された再保険料を元受保険契約に係る保険料の収納時又は当該協約書の締結時に計上しております。

なお、再保険に付した部分に相当する一部の責任準備金及び支払備金につきましては、保険業法施行規則第 71 条第 1 項及び同規則第 73 条第 3 項に基づき不積立てとしております。

2 関係会社との取引による収益の総額は、16,434百万円、費用の総額は、20,521百万円であります。

3 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券11,202百万円、株式等419,552百万円、外国証券121,128百万円であります。

有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券246,001百万円、株式等14,345百万円、外国証券114,930百万円であります。

有価証券評価損の主な内訳は、株式等2,074百万円、外国証券1,022百万円、その他の証券1,673百万円であります。

4 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は1百万円であります。責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は129,969百万円であります。

5 「金銭の信託運用損」には、評価損が1,079百万円含まれております。

6 「金融派生商品費用」には、評価益が26,737百万円含まれております。

7 1株当たり当期純利益は50,910,366円88銭であります。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため、記載をしておりません。

8 当社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産をグルーピングした方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等及び遊休不動産等については、物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下又は時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	場所	件数 (件)	種類(百万円)		合計 (百万円)
			土地	建物	
遊休不動産等	北海道旭川市 等	25	1,455	788	2,243

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については将来キャッシュ・フローを1.85%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については売却見込額、不動産鑑定評価基準に基づく評価額、固定資産税評価額又は相続税評価額に基づく時価を使用しております。

9 「セカンドキャリア特別支援費用」には、当事業年度に実施したセカンドキャリア特別支援制度に伴う特別支援金及び再就職支援にかかる費用等を計上しております。

10 関連当事者との取引に関する事項は以下のとおりであります。

種類	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	第一生命ホールディングス株式会社	直接 100%	資金の貸付 役員の兼任 等	資金の貸付 (※)	396,230	一般貸付	530,762
				貸付金の回収	177,267		
				利息の受取 (※)	4,149	未収収益	2,484

(※) 市場金利を勘案して決定しております。